

(1) 総合評価の方法

ア 評価方式は、標準型とする。

イ 「標準点」を100点とし、「加算点」の最高点を50点とする。

ウ 「加算点」の算出方法は、(2)アの表の評価項目に基づき評価を行った結果得られた「評価点の合計値」が、入札参加者のうち最も高い者に50点の「加算点」を与える。その他の者は「評価点の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

エ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」とウによって得られる「加算点」との合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

(2) 価格以外の評価点の算定方法

ア 価格以外の評価点を算定する評価項目及び評価基準

評価項目	配点	評価基準		評価点	
(1) 技術提案 (社会的要請) 特別な安全対策に関する具体的な提案について	12点	10点	課題に対して、現地条件を踏まえており適切で優れている。	10点	
			課題に対して、現地条件を踏まえており適切で良好である。	5点	
			課題に対して、現地条件を踏まえており適切である。	0点	
		2点	総合的な観点から評価	総合して優れる。	2点
				総合して可。	0点
	不適切である(白紙、不提出又は法令違反の記載)。			無効	

評価項目	配点	評価基準		評価点		
(2) 技術提案 (個別テーマの 施工計画) 設備機器のラ イフサイクルへ の配慮に関する 具体的な提案に ついて	12点	10点	課題に対して、現地条件を踏まえており適切で優れている。	10点		
			課題に対して、現地条件を踏まえており適切で良好である。	5点		
			課題に対して、現地条件を踏まえており適切である。	0点		
	2点	総合的な観点から評価	総合して優れる。	2点	総合して可。	0点
			無効			
不適切である（白紙、不提出又は法令違反の記載）。		無効				
(3) 工事全般 の施工計画 配管・ダクト に関する具体的 な提案について	12点	10点	課題に対して、現地条件を踏まえており適切で優れている。	10点		
			課題に対して、現地条件を踏まえており適切で良好である。	5点		
			課題に対して、現地条件を踏まえており適切である。	0点		
	2点	総合的な観点から評価	総合して優れる。	2点	総合して可。	0点
			無効			
不適切である（白紙、不提出又は法令違反の記載）。		無効				

イ 公告に記載した評価項目に対して、提案項目及び提案項目に対する具体的な提案内容を記述すること。ただし、1つの評価項目に対する提案項目は3項目とする。

なお、(1)及び(2)の提案項目として以下の1項目については、必ず記載すること。

(1)の提案項目

①重量物の運搬における安全対策に関する具体的な提案

(2) の提案項目

①ライフサイクルの異なる設備機器の将来更新に配慮した施工に関する具体的な提案

ウ 提案項目は、記載の順に①から③までの通し番号を付けること。(1)及び(2)の提案項目に係る指定提案項目は①の番号に記載すること。

エ 具体的な提案は、番号①から③までの提案項目までとし、これを超えた提案項目は評価対象としない。ただし、評価対象とならなかった提案(施工不可と判断されたものを除く。)についても履行義務は負うものとする。

オ 必要に応じ、提案内容を補完する説明図表等を添付することができる。

カ 「千葉県総合評価方式技術資料作成の手引き」に規定する様式第16号の1技術提案書(標準型)及び様式第16号の2施工計画書(標準型)を使用すること。

キ 1つの評価項目につき、説明図表等を含めA4用紙2頁以内とする。

ク 上記に定めのない事項に関する評価点の算定に当たっては、千葉県総合評価方式ガイドライン(令和8年4月)に基づき行うものとする。

(3) 評価内容の担保

「技術提案」及び「工事全般の施工計画」に記載された内容について、履行状況に関する検査を行う。

受注者の責めにより評価内容が満足できない場合は、工事成績評定を減ずる。この場合の減点は、考査項目「法令遵守等」の総合評価による減点として3点減ずるものとする。

なお、履行状況が特に悪質と認められる場合は、指名停止措置を行う。

4 入札及び開札の日時、場所等

入札参加者は、入札書を所定の期日内に提出すること。

(1) 入札書受付期間

令和8年6月25日(木曜日)午前9時から26日(金曜日)午後5時までに電

子入札システムにより提出すること。郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）による場合は、同日午後5時を受領期限とする。なお、電報又はファクシミリによる入札は、認めない。

(2) 郵送による場合の入札書の提出場所

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県県土整備部建設・不動産課入札契約室 電話043(223)4309

(3) 開札日時（1回目）

令和8年7月15日（水曜日）午後2時10分に電子入札システムにより行う。

(4) 落札者決定通知日（予定）

令和8年7月30日（木曜日）

ただし、入札参加資格の事後審査の手続により延期する場合がある。

5 共同企業体入札参加資格審査申請及び協定書に関する事項

この工事の入札に参加を希望する者は、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書を持参により提出し、資格者名簿に登載されなければならない。

(1) 提出期間等

ア 期間 令和8年6月16日（火曜日）から18日（木曜日）まで

イ 時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 場所 4（2）に示す場所

エ 提出部数 共同企業体の構成員が2者の場合は4部、3者の場合は5部。

オ 協定書の編冊は袋とじとし、共同企業体の構成員の印鑑をもって、割印すること。

(2) 資格者名簿への登載通知

令和8年6月24日（水曜日）に郵便をもって通知する。

6 入札参加資格の確認等

この工事の入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を下記により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出期間以降における資格確認資料の差し替え及び再提出は、認めない。

(1) 電子入札システムを利用する者は、令和8年6月19日（金曜日）午前9時から23日（火曜日）午後5時まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）に資格確認資料を電子入札システムにより提出すること。

(2) 電子入札システムを利用できない者は、資格確認資料を郵送又は託送（書留郵便と同等のものに限る。以下同じ。）により提出すること。

ア 提出期間 令和8年6月19日（金曜日）から23日（火曜日）まで（同日午後5時までに必着のこと。）

イ 提出場所 4（2）に示す場所

ウ 提出部数 2部

(3) 資格確認資料の様式

千葉県県土整備部建設・不動産課のホームページからダウンロードして用いること。

(4) 競争参加資格確認通知書の発行

令和8年6月24日（水曜日）に電子入札システムにより通知する。ただし、電子入札システムを利用できない者に対しては、同日付けで郵便をもって通知する。

なお、この手続については、事後審査Ⅱ型において、入札に参加するための処理として通知するものであり、入札参加資格を確認するものではない。

7 技術資料の提出

この工事の入札に参加を希望する者は、技術資料を下記により提出しなければならない。

なお、提出期間以降における技術資料の差し替え及び再提出は、認めない。

(1) 電子入札システムを利用する者は、令和8年6月25日（木曜日）午前9時から26日（金曜日）午後5時までに技術資料を電子入札システムにより提出すること。

(2) 電子入札システムを利用できない者は、技術資料を郵送又は託送により提出すること。

ア 提出期間 令和8年6月25日（木曜日）から26日（金曜日）まで（同日午後5時までに必着のこと。）

イ 提出場所 4（2）に示す場所

ウ 提出部数 2部（電子データを収納したCD-R等の記録媒体を併せて提出すること。）

(3) 技術資料の様式

千葉県県土整備部建設・不動産課のホームページからダウンロードして用いること。

8 契約条項等を示す場所

この工事に係る入札説明書、契約書案、特定調達契約入札約款、設計図面及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）の縦覧及び交付を次のとおり行う。

(1) 縦覧期間 令和8年5月15日（金曜日）から6月24日（水曜日）まで（県の休日を除く。）

(2) 縦覧時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 縦覧場所 〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県県土整備部営繕課 電話043（223）3451

(4) 縦覧の申込み 入札説明書等の縦覧を希望する者は、電話等で申し込むこと。希望日を考慮して、縦覧日時を指定する。

(5) 入札説明書等に対する質問 入札説明書等に対する質問は、次によること。なお、質問に対する回答は、令和8年6月17日（水曜日）午後5時までにちば電子調達システムの入札情報サービスに掲載して行う。

ア 質問方法 入札説明書等とともに配付された様式により質問に関する書類を作成した上、電子メールにより提出することとする。

イ 提出期限 令和8年5月28日（木曜日）午後5時まで

ウ 提出先 eizen7@mz.pref.chiba.lg.jp

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 納付。ただし、利付国債若しくは千葉県債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

10 入札書の金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 工事費内訳書の提出

(1) 入札に際し、工事費内訳書を電子入札システム（ファイル容量は、3.0MB以内に収めること。）又は郵送若しくは託送により提出すること。また、再度入札を行う場合も、再度入札の額に応じた工事費内訳書を添付すること。

なお、工事費内訳書には、原則として、県の定めた様式を使用するものとする。ただし、同様式に準じた独自の様式を用いることができるが、この場合は次の事項が記載されていることを要する。

ア 入札参加者名、工事名及び工事場所

イ 工事費の内訳となる各項目に対応した数量、単位、単価及び金額

ウ 記載を要する項目については、次の表のとおりとする。なお、記載を要する項目に加え、更に項目の詳細を記載することは、差し支えないものとする。

積算基準の適用	記載を要する項目
営繕	中科目別内訳まで
下水（土木を除く）	細別内訳まで
上記以外	細別（新土木工事積算大系の工事工種体系における細別）まで

- (2) 工事費内訳書に千葉県発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領（平成27年3月11日制定）第5条各号に掲げる重大な不備がある場合は、入札を無効とする。

1.2 調査基準価格

この工事は、低入札価格調査制度が適用される工事であることから、調査基準価格を設定する。

1.3 落札者の決定方法

次の各要件に該当する者のうち、総合評価の方法によって得られた評価値の最も高い者（以下「落札候補者」という。）の入札参加資格を審査し、資格のあることが確認できた者を落札者とする。なお、審査の結果、資格がないことを確認した場合、当該落札候補者を落札者とせず、次順位者を新たな落札候補者として順次入札参加資格の審査を行い、資格のあることが確認できた者を落札者とする。

- (1) 入札価格が、千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）第109条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- (2) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

1.4 低入札価格調査

- (1) いずれかの入札者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留とし、調査を実施した上で、後日落札者を決定する。入札者にはその決定の通知をする。
- (2) 建設工事等低入札価格調査実施要領第2条第12号に規定する第1順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならない場合がある。
- (3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「低価格入札者」という。）

は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。なお、第1順位者でない者についても当該調査を実施する場合があります、当該調査に協力しない者のした入札は、無効とする。

- (4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して5日目（この期間に休日が含まれる場合にあつては、その休日の日数は、この期間に算入しない。）の低入札価格調査の実施者が指定する時刻までに、指示された書類を作成し提出しなければならないこと。なお、第1順位者でなくとも提出しなければならず、規定の期限までに提出しない者は入札を無効とすること。ただし、低入札価格調査の実施者から低入札価格調査を中止する旨の通知があつた場合はこの限りではないこと。
- (5) 調査の結果、「価格失格判定基準以外の失格判定基準」に該当する場合は、当該低価格入札者のした入札を失格とする。なお、この工事においては、「価格失格判定基準」は定めないこととする。また、入札に際して提出する工事費内訳書は、調査の資料として使用する。

1.5 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、資格確認資料に虚偽の記載をした者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け、入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

1.6 技術者の配置

(1) 技術者の資格確認

落札者は、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者をこの工事に配置すること。この主任技術者又は監理技術者は、入札申込日以前において、3箇月以上継続して、落札者と直接的な雇用関係にあることが必要である。

なお、主任技術者等選任通知書の提出時には、通知書に記載された技術者が建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者であることの確認を行う。

(2) 技術者を配置できなくなった場合